

令和7年4月1日

職 員 各位

最高裁判所事務総局経理局厚生課長

みずほ信託銀行の財形貯蓄商品の廃止について（お知らせ）

みずほ信託銀行から、令和7年12月末をもって財形貯蓄商品の取り扱いを終了する旨の連絡がありました。

これにより加入者は、財形貯蓄契約の継続を希望しない場合は解約し、他の金融機関での継続を希望する場合は、預替えの手続を行う必要があります。

令和7年4月以降にみずほ信託銀行から各加入者宛てに解約又は預替えの意向を確認する案内文書が送付される予定ですので、詳細は同案内文書を御確認ください。

なお、令和7年12月末をもって財産形成年金貯蓄又は財産形成住宅貯蓄を解約する場合、遡及課税、振込手数料及び解約手数料を負担することなく解約することができます。

また、他の金融機関への預替えを希望する場合は、その旨を令和7年5月30日までに所属の共済組合の財形貯蓄担当係に申し出てください、財形貯蓄担当係経由で預替えを希望する金融機関に預替えの可否を確認してください。

おって、預替えの手続に伴い、積立を行うことができない期間が生じる可能性があることを御承知おきください。